

事業概要説明書 [1]		事業番号	2-6		
事務事業名	乳幼児発達相談事業	担当部名	健康管理部		
事業開始年度	平成 10 年度	担当課名	健康増進課		
実施方法	直営	担当係	地域保健第二係		
根拠法令等	母子保健法（第10条） 発達障害者支援法（第5条・第6条）				
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	発達障害児の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障害の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことを目的とする。 (発達障害者支援法 第3条より)			
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>【乳幼児発達相談】 対象：心身に障害の疑われる乳幼児とその保護者 手段：小児科医、心理相談員、保健師、保育士等による療育相談 回数：年間22回</p> <p>【健診事後教室】 対象：主に1歳6か月児・3歳6か月児健康診査を受けて発達に心配を抱える保護者とその児 手段：親子での音楽遊び等を通して子育て支援、相談を実施 回数：年間66回</p> <p>【乳幼児発達相談研修会】 対象：保護者、一般市民および関係機関職員 手段：研修会を実施して情報を提供 回数：年間2回（午前・午後にて実施）</p>			
	事業の必要性	発達障害者支援法に基づく事業であり、市町村長は実施する責務が課せられている。			
コスト	平成23年度(予算)		人件費		
	直接事業費 (A)	2,230 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費 (B)	940 千円	正規職員	750 千円	0.1 人
	総事業費 (A+B)	3,170 千円	嘱託員	190 千円	0.1 人
平成23年度 直接事業費内訳	報償費 1,060千円 消耗品費 39千円 費用弁償 86千円 普通旅費 240千円 負担金 76千円 委託料 729千円				

事業概要説明書 [2]		事業番号	2-6		
年度		平成22年度(決算)		平成23年度(予算)	
直接事業費		2,360 千円		2,230 千円	
財源	一般財源	2,203 千円		2,230 千円	
	受益者負担金	0 千円		0 千円	
	その他	157 千円		0 千円	
成果目標 〔 どういう状態 を目指すのか 〕	<p>発達障害が疑われる乳幼児や保護者に対し、継続的な相談を行うとともに、必要に応じ、当該児が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、市総合発達支援センターや専門医療機関等を紹介し、又は助言を行う。</p>				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている			
	[説明]	<p>乳幼児発達相談及び健診事後教室の参加実績は目標を上回っている。また、専門職スタッフ（医師、言語聴覚士、心理相談員等）の支援により、市総合発達支援センター等への紹介も適時・適切に行われ、想定した成果を得ることができた。</p>			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段:指標の説明)	単位	数値 (上段:目標 / 下段:実績)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
	乳幼児発達相談延参加者数	人	154	154	176
	10人×22回×80%(1回当たりの枠は10名であるが、実績から8割の出席率で算出)		146	175	
健診事後教室延参加者数	人	470	470	558	
過去3年の実績の平均から算出		557	622		
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	<p>発達障害の疑いのある乳幼児や保護者に対し、乳幼児発達相談や健診事後教室において、相談に応じながら段階を追って市総合発達支援センター等を紹介することで、より早期の支援ができています。今後は、乳幼児発達相談や健診事後教室の開催内容を充実させていくことが課題である。</p>				
特記事項 〔 参考情報等 〕	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、本事業を含めて、発達の気になる乳幼児や保護者に対して、乳幼児相談事業や育児不安支援事業等のその他の相談支援事業を実施しているが、その過程でさらに積極的な支援が必要と判断された場合、市総合発達支援センター等の関係機関と情報を共有しながら、家庭や保育園・幼稚園等に保健師等を派遣して継続した助言等を行っている。 平成22年度の単年度に限って、国の「地域社会振興財団」の補助事業に認められ、講師謝礼の一部に助成があった。(157,060円) 				

乳幼児発達相談事業補助資料【健康増進課】

1 発達障害と育児支援の必要性について

(1) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。(発達障害者支援法 第3条1項)

(2) 発達障害の定義

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の^{こうはんせいはいったつしょうがい}広汎性発達障害、^{ちゅういけっかん}学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。(発達障害者支援法 第2条第1項)

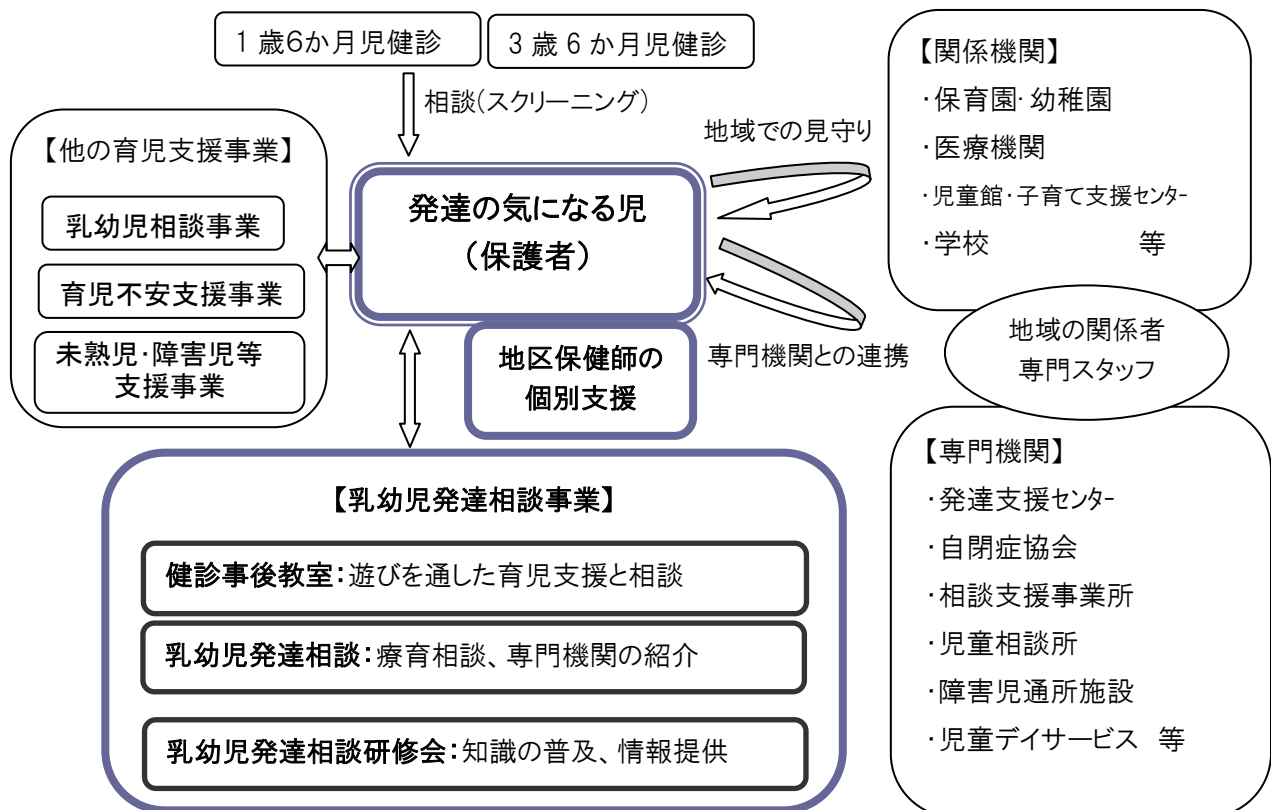
(3) 早期の発達支援

市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

(発達障害者支援法 第6条第1項)

2 宮崎市健康増進課の支援体制の現状

<支援体制の流れ>



3 事業実績

①乳幼児発達相談実施回数・延人員

	回	人(実)	人(延)
H20年度	22	99	149
H21年度	22	110	146
H22年度	22	148	175

<発達支援センターへ紹介となった件数>

	発達相談	事後教室	相談・事後(清武)
	人(実)	人(実)	人(実)
H20年度	27	6	—
H21年度	17	8	—
H22年度	33	6	9

※清武町域のみ、発達相談・事後教室を同時実施。

②健診事後教室実施回数・延人員(子)

	合計		
	回	人(実)	人(延)
H20年度	61	115	419
H21年度	61	153	557
H22年度	66	189	622

③乳幼児発達相談研修会(子どもの発達支援講演会)

	延回数	延参加人員	対 象	講 師
H20年度	2	229	保護者・関係者	ほあし子どものこころクリニック副院長 帆足暁子氏 「こどもの困った行動への関わり方」
H21年度	2	202	保護者・関係者	九州大学名誉教授 大神 英裕氏 「ていねいな関わりを必要とする子どもの接し方」
H22年度	2	223	保護者・関係者	(社)精神発達障害指導教育協会 小倉 尚子氏 「子どもの困った行動への関わり方」